

個人の方へ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 伊達市上下水道料金の減免について

概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自己都合以外で離職された方の水道料金・下水道使用料の**基本料金を免除**します。

※超過料金分は減免対象外となります

減免内容

用途が「家事用」「家事用以外」の水道料金・下水道使用料の基本料金を**申請受理後の翌月から3ヵ月間免除**します。

減免要件

次の①②の両方の要件を満たす方

- ①世帯の主たる生計者で、新型コロナウイルス感染症の影響で離職した方（自己都合除く）
- ②伊達市に在住している方

申請方法

申請書と添付書類を
申請先へ**郵送**

申請期間

令和2年6月15日から
令和2年**9月30日まで**

提出書類

- ・ **減免申請書**
- ・ **離職したことが証明できる書類の写し**
(雇用保険被保険者離職票、事業所が証明する書類など)

減免例

水道を10^m使用した場合（1ヵ月分の料金：口径13～25mm）

	水道料		下水道料		合計
10 ^m	(総額) : 1,331円	+	2,354円	=	3,685円
基本料金(免除額)	: 1,045円	+	1,870円	=	2,915円
差	(請求額) : 286円	+	484円	=	770円

《切り取って宛名シートとしてご活用ください》

申請先 問合せ先

〒052-0024
伊達市鹿島町20番地1
伊達市役所
建設部水道課料金係
TEL 0142-82-3297
FAX 0142-21-2170
Mail suido@city.date.hokkaido.jp

〒052-0024
伊達市鹿島町20番地 1

伊達市 建設部 水道課 料金係 行